

2023年名古屋難民10大ニュース+1

2023年12月26日

1. アフリカ出身のLGBTを理由に迫害を受けるおそれがあり逃れてきた難民が、申請から5年後に一次手続きで認定

出入国在留管理庁（以下、入管庁）のウェブサイトでは、難民認定審査の標準処理期間を6か月とし、「原則的には、全ての案件をこの期間で処理できるよう努める」と目標が掲げられているものの、日本では、難民として認定されるべき人ほど審査に時間がかかり、不安定な法的地位と精神状態で結果を待ち続けなければならない現状があります。

アフリカ出身のLGBTを理由に迫害を受けるおそれがあり、名古屋入管で難民申請した事案も、2018年1月に難民申請をし、5年間、不安を抱きながら結果を待ち続け、2023年1月によりやうく、難民として認定されました。

2. アフガニスタン旧政権関係者など9件28人全員認定、他方、政変以前から難民申請しているアフガニスタン人は未だに難民認定されず

2021年8月のアフガニスタンでのタリバンによる政権奪取後、旧政府関係者であることや、宗教や民族などを理由に迫害を受けるおそれがあり帰国できないアフガニスタン出身者らのうち、弁護士や名古屋難民支援室が支援して難民申請した28人全員が難民として認定されました。

他方、政変以前から日本で庇護を求めているアフガニスタン難民らは、未だに難民認定されておらず、不安定な生活や法的地位を強いられています。

3. 東海地域に暮らすロヒンギャ難民、未だに認定されず、在留資格も週28時間以内の就労制限付き特定活動6か月のまま

ミャンマーにおいて迫害を受けているロヒンギャ難民が、東海地域

で15年以上にわたって庇護を求め続けているものの、未だに難民として認められていません。

さらに、入管庁は「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置（改訂）」として、「『特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）』を許可されてからおおむね1年間、刑罰法令違反や入管法令違反を犯すことなく、適正な在留を行っている」と認められるなど、個々の事案に応じて在留状況等を踏まえて、『特定活動（1年・就労可）』を許可」としているものの、東海地域には、1年経過後も「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」しか許可されない事案があります。

4. 出張所での難民申請受付に関する運用改善

難民申請は、全国の各地方局以外に、出張所でも行うことができます。しかし、実態は、体制が整っていません。そのような状況を改善するため、何度も入管庁とのやり取りを重ねた上で、出張所でも申請することができました。1つ目の事案では、難民申請はできたものの、その後に付与される受付票の受け取りだけのために地方局まで出頭を命じられましたが、2つ目の事案では、受付票は後日郵送されました。

個別事案を通じて、これからも出張所での申請の事例を積み重ね、難民申請へのアクセスを確保・保障していけるよう努めます。

5. 入管法改悪

2021年に廃案となった入管法改定案が、ほぼ同じ内容で国会審議にかけられ、可決・成立してしまいました。

日々相談に乗っている何人もの難民の人々が、適切に難民として認定されていない現状があるなかで、送還停止効の例外や監理措置が創設され、12月には国際的な基準を踏まえているとはいえない補完的保護対象者の認定が始まりました。

難民を取り巻く状況は益々厳しくなりますが、国際的保護を必要とするすべての人に適切な保護が提供されるよう、支援を続けます。

6. 名古屋地域でも難民申請者増加

名古屋入管は、全国で東京に次いで難民の申請者数が多い地方入管ですが、2022年には172名だった名古屋入管での難民申請者数は、2023年には、500名を超え、名古屋難民支援室には60名を超える難民からの相談が寄せられました。

7. 逃れた先の名古屋地域で、ホームレスになる難民

難民申請者に対する外務省による唯一の公的支援である保護費は受給までの待機期間が長く、民間団体や市民が支えざるを得ないだけでなく、難民申請者用の公的な緊急宿泊施設は、関東と関西に限られており、地域間での格差が構造的に存在するなか、ホームレスになる難民からの相談が寄せられました。

公的支援が極めて限定的であるがゆえに、今後も他団体や支援者と連携しながら地域社会で難民を支える体制づくりと、制度の改善に向けた取り組みを続けながら、個々の難民の命を守る緊急支援と、難民申請手続などの法律面での長期的な支援を継続していきます。

8. 女性や子どもに関する相談が増加

例年男性の単身者からの相談が多かったところ、家族単位で逃れてくる難民が増え、近年は、女性からの相談、子どもの国籍や就学に関する相談などが増えました。そのため、支援が必要な内容も多様化しており、各分野の専門家や他団体と連携しながら、法律面と生活面の両面から、多種多様な支援を行いました。

9. 難民食料支援を継続

2021年から継続して「地域と協同の研究センター」及び「アジア・ボランティア・ネットワーク東海」と連携し、市民からフードドライブを実施し、その後、市民の協力を得て、主に東海地域に暮らす困窮する難民の各家庭に食料を仕分け発送しました。

2023年の新規の取り組みとして、難民当事者にもボランティアとして関わってもらい、一方的な支援ではなく難民自身と共に取り組む支援を模索しながら活動しています。

また、2023年も継続して、「市民と一緒に行動しながら考える」をコンセプトに、食料支援のアクションと同時に「学び語り合う会」を継続して開催してきました。

10. ウクライナ難民対象の大交流会、補完的保護の勉強会を開催

前年に他団体と連携して設立した「あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク」主催で11月にウクライナからの難民や避難民約75名を対象に宿泊型の交流会や相談会を開催しました。相談会では、テーマごとにテーブルに分かれ、「手続き」のテーブルでは、名古屋入管、名古屋市、行政書士や司法書士が専門家としてアドバイスし、名古屋難民支援室のスタッフがファシリテーターを務めました。

また、12月に補完的保護対象者の認定が始まると、ウクライナの難民や避難民の間に混乱する様子が見られたため、難民及び補完的保護の申請、在留資格との関係、そして生活支援についての勉強会を開催し、ウクライナの皆さんからの疑問に答え、一緒に考える機会をつくりました。

+1. 名古屋難民支援室ウェブサイトリニューアル、声明など発信

名古屋難民支援室のウェブサイトをリニューアルし、声明や活動報告などの発信も積極的に行っています。おかげさまで「見やすくなった」と好評いただいております。

・ウェブサイト <https://door-to-asylum.jp/>

また、これまで発信してきた Facebook に加え、2023年には X (旧 Twitter) の開設も行い、情報発信をしています。

・ Facebook <https://www.facebook.com/door.to.asylum/>

・ X https://twitter.com/door_to_asylum

是非、ご覧ください。

本年は大変お世話になり、ありがとうございました。

2024年も、引き続きよろしく願い申し上げます。

以上